

# ドメスティックバイオレンスって何？

## 『夫やパートナーの暴力』 それは犯罪です!!

夫やパートナーが、妻や恋人に対してふるう暴力(ドメスティックバイオレンス(略してDVといいます))は、家庭内で起こる暴力のため、なかなか表面化することはありません。しかし、社会的、経済的、肉体的に優位に立つ男性が、弱い立場にある女性をさまざまな暴力で支配しようとする行為は、「夫婦げんか」などの個人的事情、個別的問題の範囲を越え、女性の人権を侵害する明らかな犯罪です。

これまで日本では、夫の妻への暴力は「家庭内の問題」と軽視され、いくら妻が夫の暴力を警察に訴えても、「夫婦間の問題に法は介入しない」という原則から問題にされないことが多くありました。

また、恋人同士の場合でもプライベートな問題として処理されがちでした。

しかし、このような社会的状況の中で繰返し暴力を受けることで、精神的、肉体的に傷を負う女性が年々増えているのも事実です。

今まで、日本では、暴力にさらされた女性たちを個人の力で支えてきました。しかし、今日では、広く社会全体で連携しながら支援する体制が求められ、各種の対策強化や法整備が進められています。4月6日には、加害者を被害者に近づけないため、地方裁判所が接近禁止や住居退去を命じる「保護命令制度」の創設などを柱としたDV防止法(正式名は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」)が成立し、10月から施行される予定です。

★ドメスティックバイオレンス(DV)でお悩みの方は、下記までご相談ください。

### ●山梨県女性相談所

[シェルター(避難所)あり]

☎ 055-(254)-8635

(月～金曜日の午前9時～午後5時)

### ●ぴゅあ総合(総合女性センター)

☎ 055-(237)-7830

(火～金曜日の午前9時～午後4時)

### ●山梨県警察 「性暴力110番」

☎ 055-(224)-5110

FAX 電話と同じ(24時間受付)

(月～金曜日の午前8時30分～午後5時)

### ●甲府地方法務局

[女性の人権ホットライン]

☎ 055-(252)-0430

(月～金曜日の午前8時30分～午後5時)

※費用は無料・秘密は固く守ります。

シリーズ36

## ～男女共同参画社会実現に向けて～

都留市男女共同参画推進委員会

# あなたとパートナーの関係は大丈夫？

ドメスティックバイオレンス(夫やパートナーが、妻や恋人に対してふるう暴力)が起こる過程には、いくつかの徴候があります。夫やパートナーとの間でこんなことが起こったら、危険信号です。あなたもこのチェックシートで、一度チェックしてみてください。暴力の徴候は早期に発見し、早期に対応することが大切です。当てはまるものがあったら要注意です。

## ドメスティックバイオレンス

### 早期発見チェックシート

#### ◎ 夫やパートナーは…

- 独占欲が強く、嫉妬心が強い
- あなたを友人や家族から孤立させようとする
- あなたが浮気をし、他の男とセックスをしていると責める
- あなたの生活を管理しようとする
- あなたが何かをする度に、自分の許可を取らせる
- あなたの行動(どこに行ったか、何をしたか)を、いちいち報告させる
- あなたを批判し、自信を失わさせる
- あなたとすぐ口論し、そこから暴力に発展することがある
- 暴力を飲酒のせいにする
- 女性を「もの」や所有物のように考えている
- 自分の好みに合わせて、あなたが態度や考え方を变えることを望んでいる
- 家の中の物を壊したり、ペットをいじめたりする
- 子どもの頃、虐待されたり、虐待を目撃した経験の持ち主である

#### ◎ あなたは…

- いつも受け身で、絶望感に襲われることがある
- 彼の機嫌を損ねることを恐れ、意見が食い違うことが怖い
- 彼が怒るのは自分に非があるからだと思っている
- あなた自身が子どもの頃、虐待を受けたり、誰かが虐待されるのを見た経験がある

※(財団法人女性のためのアジア平和国民基金「暴力対応マニュアル」より)